

52

様式第8号(刑訴第198条)

(甲)

供 述 調 書	
本 籍	神奈川県 [] []
住 居	神奈川県 [] []
(電話 [] [])	
職 業	会社役員 (大川原化工機株式会社)
氏 名	島田 順司 (しまだ じゅんじ)
昭和28年5月10日生 (65歳)	
上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、平成31年2月22日、警視庁総務部留置管理第一課原宿分室において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
1 本日は、平成24年3月と4月に、弊社が経済産業省及び [] [] の担当者と、噴霧乾燥器の規制に向けたやり取りをしたことについて話します。	
2 平成24年2月23日に [] の会議室で経済産業省や [] の担当者らと噴霧乾燥器の規制条件について打合せをした約1月後、経済産業省の [] さんから私や相嶋専務に、日本国が [] に提案した規制条件	
1 水分蒸発量は、熱風の入口・出口温度等を規定する	
2 平均粒子径は、測定方法や単位を規定する	
3 滅菌・殺菌については、その方法等を蒸気滅菌に限定する	
旨に対する [] 各国の反応や [] さんの見解等がメールで送られてきました。	
その内容は、各国は皆、日本の意見に反対で、	
1 水分蒸発量は、どんな温度でも規制範囲に入るのであれば対象とする	

警 視 庁

2 平均粒子径は、レーザー解析によって測定する
3 滅菌・殺菌は、蒸気滅菌に限定すべきではない
という見解でした。
弊社が当初から最も憂慮した、蒸気滅菌に限定するという条件が否定され
てしまった理由は、
滅菌・殺菌は、蒸気、乾燥、薬液等のあらゆる方法を含むことを前
提としているため、条文や規制範囲も包括的にならざるを得ない
というものでした。
当時のメール等を見せていただけたら、[]さんとやり取りした内容を詳
しく説明することができます。
このとき本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員巡査部長 []
[]作成の「出力印字結果報告書（本社第424号メール）」に添付された資料
の必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料1として本調書末尾に添付
することとした。
資料1は、平成24年3月9日から3月12日にかけて、私と経済産業省
の []さんの間で送受信されたメールの記録です。
なお、全てのメールに、CCで
弊社の相嶋専務
[]の []さん、 []さん、 []さん
にも送られていたことも分かります。
この2枚目に
Sent: Friday, March 09, 2012 6:18PM
大川原化工機株式会社 島田海外営業部長 殿

警 視 庁

■■■■■
等と記載あるとおり
平成24年3月9日の午後6時18分
に■■■■■さんから私宛にメールが送られてきました。
内容は、2枚目と3枚目に、各国の規制条件に対する見解が書かれていま
すが、そのうち滅菌・殺菌については、
デンマークの回答
③蒸気滅菌
capable of being sterilized or disinfected in situは蒸気滅
菌を含むすべての滅菌及び殺菌方法をカバーしている。
産業界によると乾燥滅菌（蒸気滅菌の反対）は微生物を最低限
log6の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるため、蒸
気滅菌に限定したくない。
他の国、A国
③蒸気滅菌
capable of being sterilized or disinfected in situに関して、
蒸気、熱、放熱や化学滅菌のように製造装置において使用される
異なる滅菌方法がある。
特定の滅菌方法を明示しないことによって、どんな種類の滅菌方
法も含まれる。
等というものでした。
このように、capable of being sterilized or disinfected in situ、つ
まり、

定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
にある滅菌・殺菌に対する各国の意見は
蒸気、乾燥、熱、放熱、化学等のあらゆる方法による滅菌及び殺菌
が含まれる
という極めて広範囲に解釈するものでした。
そのため、私は
このまま各国の見解どおり■■■改正案が制定されてしまうと、本
当に一般貿易に支障が出ることになる
煩雑な輸出手続きを行っていると、納期に遅れるなど輸出そのもの
ができなくなってしまうおそれもある
等と思い、■■■さんに意見する前に、先ず、平成24年2月23日の打合せ
に同行してもらった相嶋専務に相談することにしました。
相談をしたのは週明けの3月12日であったと記憶していますが、相嶋専
務は私に、
殺菌が入ると、規制がかなり広範囲になる
殺菌では、菌が生き残っている状態もある
だから、蒸気滅菌に限定すべきだ
と、平成24年2月の打合せで相嶋専務が主張した内容とほぼ同じことを言
っていました。
3 そこで私は、資料1の2枚目にあるとおり、輸出規制が弊社に及ばないよ
う、
平成24年3月12日
に、水分蒸発量、平均粒子径と併せて滅菌・殺菌に対する弊社の意見として

警 視 庁

何とか蒸気滅菌に限定してもらいたい
という気持ちを込めて
菌体を想定しているので蒸気滅菌にしたほうがと提案しました
と■■■さんに返信をしました。
すると、資料1の1枚目に
Date:2012/03/12 23:40
とあるように
平成24年3月12日の午後11時40分
という深夜帯に、■■■さんから、蒸気滅菌を含む滅菌・殺菌に関する見解が
送られてきました。
その内容は、
3) 蒸気滅菌について
日本の実情においては蒸気滅菌が妥当なのかもしれませんが、デ
ンマークの返答にあるとおり、乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来
ることなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言
にせざるを得ないのではないかと思います。
等と、■■■各国の見解に同調したもので、日本国としても蒸気滅菌に限定し
ないという厳しいものでした。
また、資料1の1枚目に
明日、電話にてご連絡します
とあるように、このメールが送られてきた翌日の
平成24年3月13日
に、■■■さんから直接私に電話があり、

警 視 庁

省で検討した結果、日本国としては蒸気滅菌に限定しません
とメールと同じ内容の説明を聞きました。
この説明を聞いて私は、日本は他国と足並みを揃える方針、つまり滅菌及び殺菌にすることに決定したのだと悟りました。
私としては、
このままでは、本当に規制が広範囲となるため、輸出ができなくなるおそれがある
先ずは社長にこのことを報告しなければならない
と思い、■■■■さんからの電話を手短な対応で切りました。
社長への報告が当日であったかは思い出せませんが、間違いなく私は社長室に入り、
経産省の■■■■さんから電話があり、今の■■■■の動きでは日本の案は
通らず、■■■■の原文どおりに、あらゆる方法を含む「滅菌・殺菌」と
いう広範囲な規制になる見込みです
と口頭で社長に報告をしました。
これを聞いた社長は、前回と同じように
不機嫌で、納得がいかない表情
をしていましたが、私に対し、経済産業省に申し入れをする等の指示はなく、
社長も、このことを渋々と受け入れた感じでした。
4 そして、この約1月後には、■■■■で提案された噴霧乾燥器の改正案が、原文そのままの内容で合意に至ったことを■■■■さんから送られてきたメールで
知ることとなりました。
このとき本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員巡査部長■■■■

噴霧乾燥器の製造メーカーとして最重要事項
と判断し、このことも直ぐに社長に報告することになりました。
このメールは夜遅い時間に送られてきたため、確か、この連絡を受けた翌
日に、社長室にいた社長に
噴霧乾燥器の規制が、[]が提案していた改正案で最終合意に至り
ました
殺菌も含む規制になります
等と口頭で報告しました。
社長は、私の「殺菌」も含むという報告に対し、不機嫌な様子でしたが、
この反応の仕方からして、社長も、
この[]の決定事項に抗うことはできない
この規制条件を受け入れるしかない
と捉えているものと思いました。
5 その後、資料2の1枚目に
Date: 2012/04/26 16:22
大川原化工機株式会社 島田海外営業部長 殿
[]
等とあるように、
平成24年4月26日の午後4時22分
に[]さんから私に、[]で合意された噴霧乾燥器の規制文が[]のホー
ムページのサイトに掲載されたことと、英文の原文がメールで送られてきま
した。
原文を改めて確認すると

警 視 庁

Spray-drying Equipment
Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics :
i. a water evaporation capacity of $\geq 0.4\text{kg/h}$ and $\leq 400\text{kg/h}$
ii. the ability of generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particle size; and
iii. capable of being sterilized or disinfected in situ.
という規制内容になっています。
この規制の決定に至るまで、私や相嶋専務は、弊社の意見として、 が提案した改正案に対し、特に滅菌・殺菌の規制範囲が広すぎるということで様々な主張を繰り返してきましたが、結局のところ、
1 水分蒸発量
2 平均粒子径
3 定置での滅菌・殺菌
に係る各要件は、 が提案した内容で制定に至ってしまいました。
なお、 の原文が意味することは、当然、現行の輸出貿易管理令の省令部分である
イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが

警 視 庁

可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径
10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
と同じ解釈になります。
この規制文の内容については、社長には既に私から決定したこととして報告済みであり、内容も特段変更された箇所がなかったため、私は後日に、社長室で規制文を社長に見せながら
■■■■の規制文は、このような文章で決定しました
等と言って報告をしました。
すると社長は、相変わらず、
無然とした態度
で、私の説明を聞きながら、■■■■における噴霧乾燥器の規制文に目を通して
いました。
島田 順
以上のとおり録取して読み聞かせた上
閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て、
各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印
した。
前 日
警視庁公安部外事第一課
司法警察員警部補 ■■■■
立会補助者
警視庁公安部外事第一課

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

司法警察員出張部

警 視 庁

資料 1

Subject: Re: 噴霧乾燥機の輸出規制について

From: [REDACTED]

Date: 2012/03/12 23:40

To: "int Ohkawara Kakohki" [REDACTED]

CC: [REDACTED]

大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿

お世話になっております。
ご連絡が遅れ大変申し訳ございません。

1) 水分蒸発量について

水分蒸発量の400kgについては、今一度デンマークに確認をしてみたいと思います。400kgだと高さは平均何メートルぐらいの噴霧乾燥機になるのでしょうか？また、確かに生物兵器製造に関しては物理的封じ込め施設の中で作業するのが一般的だと思いますが、他方で、封じ込め施設の外で機器を使用して製造することも完全に否定は出来ない状況です。いずれにせよ確認します。

さらに温度条件ですが、下記メールにて記したように、温度がどんな温度であろうとも、その他のパラメータがどんな値であろうとも、水分蒸発量の閾値の能力を出す事が出来る機器が対象なることが解釈として判明しました。この解釈を以てしても機器が該当が否かを判別することは出来ないのでしょうか。

2) 平均粒子径について

ご指摘のとおり、ある特定の測定メーカーの機器を指定することは確かに問題はあると思います。他方、個人的に未だに平均粒子径についてしっくりいっていないのですが、一般的に御社を含め噴霧乾燥機のメーカーはどのような定義を使っているのでしょうか。また、レーザーによる測定はその定義(一種のパラメータを指定(入力)して)によって測定するものなのでしょうか。それともレーザー測定はまったく定義を勘案せずに平均粒子径を測定するものなのでしょうか。デンマークには「VMD」のような定義が必要なのではないかと質問をして、下記メールにて記した返答があった次第です。

3) 蒸気滅菌について

日本の実情においては蒸気滅菌が妥当なのかもしれませんが、デンマークの返答にあるとおり、乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来るとのことなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないかと思います。

明日、電話にてご連絡いたします。

経済産業省安全保障貿易管理課

Original Message

> [REDACTED]様

> 1) 水分蒸発量

> 化学兵器転用可能装置であれば、封じ込めが必要となるので

> それを可能とする装置は400kg/hrはなり得ない。

> よって40kg/hr程度と提案致しました。また、温度条件を明確としないと

> 水分蒸発量は変化してしまいます。
> また、平和利用の産業まで影響を及ぼす可能性があるので水分蒸発量
> を減少させるようご提案いたしました。

> 2) 平均粒子径
> 平均粒子径の定義を明確にする必要があると思います。
> 参考添付資料をお送りします。
> また、レーザーにより方法でもよいとは思いますが
> 測定メーカを指定することは問題があると思います。

> 3) 蒸気滅菌
> 菌体を想定しているので蒸気滅菌としたほうが
> と提案しました。

> 以上よろしくお願いします。

> 大川原化工機株式会社
> 海外営業部 島田順司
> 〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3847

> ———Original Message———

> Sent: Friday, March 09, 2012 6:18 PM
> To: [REDACTED]
> Cc: s [REDACTED]
> Subject: 噴霧乾燥機の輸出規制について

> 大川原化工機株式会社
> 島田海外営業部長 殿

> 大変お世話になっております。

> 経済産業省安全保障貿易管理課の [REDACTED] です。

> 過日はお電話にていろいろとご教示頂き大変ありがとうございました。

> 噴霧乾燥機に係る規定について、提案国であるデンマーク及び他の国
> に①水分蒸発量における入口出口温度の規定の必要性、②平均粒子
> 径の測定単位の必要性、③蒸気滅菌の必要について見解を求めたところ
> 回答がありましたので、お知らせするとともに、ご意見等をお伺い出来
> れば幸いです。

> デンマークの回答

> ①水分蒸発量
> 規制対象は、「どんな温度でも」規定の水分蒸発量のレンジに入るので
> あれば対象である。

> ②粒子径の単位

> 測定単位を合意することは重要との考えは正しいが、産業界や我々(デン
> マーク)自身の噴霧乾燥や径の測定の経験から、オーガニックパウダーの
> 測定単位は既に確立されたものであり、オーガニック原料の噴霧乾燥によ
> り製造された粉体は一般的には球状で幾何学平均粒子径サイズはオー
> ガニック粒子に使用される基準で、レーザー解析によって測定される。そ
> の業界基準は [REDACTED] equipmentである。

> 注 [REDACTED] equipmentは恐らく以下の測定装置だと思われます。

> [http://www.\[REDACTED\].ip/lab/ap/products/iwtm/particle size analysis.htm](http://www.[REDACTED].ip/lab/ap/products/iwtm/particle%20size%20analysis.htm)

> ③蒸気滅菌

> Capable of being sterilized or disinfected in situは蒸気滅菌を含むべ

ての

> 滅

> 菌及び殺菌方法をカバーしている。産業界によると乾燥滅菌(蒸気滅菌の反対)

> は微生物を最低限log 6の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるた

> め、蒸気滅菌に限定したくない。

>

> 注:「log 6」が何なのかは不明です。

>

> 他の国、A国

> ①水分蒸発量

> このパラメータは確立されたものであり、技術データにおいて産業界によって使

> 用されているものである。どんなcapacity(能力)でも最大の運転パラメータ

> の

> 下、測定される。water evaporation capacityに関して、これは温度だけではなく

> 流

> 入レートも関連している。したがって、我々の理解ではこのパラメータは十分

> は

> クリアーである。

>

> ②粒子径の単位

> 平均粒子径の定義については、これも確立されたものであり、達成可能なすべ

> ての製造粒子径を通常記載する技術データにおいて産業界によって使用され

> るものである。これは一般的な技術情報なので、このパラメータは塩のような

> 参照粒子を使用することによって定義されると思われる。再度、我々の理解で

> はこのパラメータは十分はクリアーである。

>

> ③蒸気滅菌

> Capable of being sterilized or disinfected in situに関して、蒸気、熱、

> 放熱

> や化学滅菌のように製造装置において使用される異なる滅菌方法がある。

> 特定の滅菌方法を明示しないことによって、どんな種類の滅菌方法も含まれ

> る。同じ言葉がクロスフロー選装置に使用されている。この規定における

> テクニカルノートにおいて、以下の記載がある。本規制においては、「滅菌」

> とは物理的手法(たとえば蒸気の使用)または化学薬剤の使用により当該

> 装置から生きている微生物を全て除去することを言う。

> したがって、Capable of being sterilized or disinfected in situはすべて

> の

> 滅菌方法をカバーしており、よって、蒸気滅菌も含まれている。

>

>

> 上記回答を考慮すると、入口出口温度を含む他のパラメータを操作しても関

> 値の水分蒸発量を出せる機器について輸出許可の対象となります。この部

> 分を国内法令にてなんらか手当をすれば、特段問題はないと考えられます

> でしょうか。また、粒子径については、やはりレーザー解析による粒子径の

> 測定が一般的なのでしょう。

>

> 他にも気づきの点等があればご教示頂ければ幸いです。

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

> 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

> 安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

>

> URL: <http://www. /policy/anpo/index.html>

資料 2

Subject: RE: 霧乾燥機の輸出規制について

From: [REDACTED]

Date: 2012/04/26 16:22

To: [REDACTED] <int@oc-sd.co.jp>

CC: [REDACTED]

大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿
各位

大変お世話になっております。

先般、転送メールにて、経済産業省 [REDACTED] 係長からご連絡いただきました [REDACTED] に
おける

噴霧乾燥機の規制について

下記1サイトに下記2の内容にて掲載されましたので、ご連絡いたします。

記

1. 掲載サイト

[http://www.\[REDACTED\].net/en/dual_biological.html](http://www.[REDACTED].net/en/dual_biological.html)

2. [REDACTED]における噴霧乾燥機の規制文

6. Spray-drying Equipment

Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic
microorganisms

having all of the following characteristics:

- i. a water evaporation capacity of ≥ 0.4 kg/h and ≤ 400 kg/h
- ii. the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10
micrometers with existing fittings or by minimal modification of the
spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the
required
particle size; and
- iii. capable of being sterilized or disinfected in situ.

=====

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
調査研究部

主任研究員 [REDACTED]

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
新虎ノ門実業会館4階
[REDACTED]

URL: <http://www.cistec.or.jp/>

Original Message

Sent: Wednesday, April 11, 2012 7:15 PM

To: int@oc-sd.co.jp

Cc: s

Subject: 霧乾燥機の輸出規制について

大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿
各位

大変お世話になっております。

経済産業省安全保障貿易管理課の[]です。

[]における噴霧乾燥機の規制についていろいろと御知見を頂き
ありがとうございました。

本日付で、[]において噴霧乾燥機の規制が合意（以前お知らせし
た文言通り）されましたのでお知らせします。

まだ、更新はされておりませんが、以下の[]のホームページ
で規制が公開される予定です。

[http://www.\[\]net/en/controllists.html](http://www.[]net/en/controllists.html)

なお、我が国において噴霧乾燥機を輸出管理品目とするには、
政省令の改正等を行う必要があり、実施にはまだ時間がかか
る状況です。

また、提示して頂いた御懸念（水分蒸発量の解釈、粒子径の
計測方法の解釈等）については、政省令等の改正の際に反映
させていく所存です。

政省令改正の際には、再度、御知見を拝借する事があるかも
しれませんが、その際には何卒ご協力のほどよろしくお願い致
します。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

URL: [http://www.\[redacted\].jp/policy/ampo/index.html](http://www.[redacted].jp/policy/ampo/index.html)